

監 第 40 号
令和8年7月21日

寒 河 江 市 長 齋 藤 真 朗 殿
寒 河 江 市 議 会 議 長 柏 倉 信 一 殿
寒河江市教育委員会教育長 佐 藤 志 津 男 殿

寒河江市監査委員 大 沼 勇
寒河江市監査委員 佐 藤 耕 治

定例監査結果報告書

地方自治法第199条第4項の規定による監査を寒河江市監査基準に準拠して実施しましたので、同条第9項の規定により監査結果を下記のとおり公表します。

記

- 1 監 査 の 種 類 定 例 監 査
- 2 監 査 対 象 学 校 教 育 課
- 3 監 査 着 眼 点

- (1)財務に関する事務の執行が、関係法令等に基づき適正に執行されているか。
- (2)収入は確実かつ厳正に確保されているか。また、支出は適正かつ効率的に執行されているか。
- (3)工事、修繕、委託等の設計、契約、施行、検査は適正に行われているか。
- (4)公有財産の取得、処分及び維持管理は適正であるか。また、物品の出納管理は適切かつ効率的になされているか。
- (5)財政援助等については、目的に沿って適正に行われているか。
- (6)監査等で指摘されたことは、改善されているか。

- 4 監 査 実 施 月 日 令和8年6月24日

- 5 監 査 実 施 場 所 監 査 委 員 事 務 局

- 6 監 査 の 実 施 内 容

令和7年度分 令和8年3月末日現在における財務に関する事務の執行状況及び事業の管理状況

- 7 監 査 の 結 果

指摘事項はなく、おおむね適正に執行されていると認められたが、一部の事務において改善及び検討を要する注意事項が見受けられた。

注意事項は次のとおりである。

(1)コミュニティ・スクール推進事業補助金について

- ・ 交付申請書や実績報告書の確認が不十分なものがみられる。
- ・ 補助事業等が予定期間内に完了しないとき又は補助事業等の遂行が困難となった場合は、速やかに報告すべきことについて、学校への説明が不十分とみられる。

(2)契約事務について

- ・ 施行伺いに随意契約根拠条項及び1者選定理由の記載がなく、設計書・予定価格書・仕様書・見積徴取がないもの、仕様書がないため業務内容が分からないものがみられる。
- ・ 設計金額による施行伺い等の専決区分の誤りや、市長期継続契約運用指針に則っていないものがみられる。
- ・ 1者選定の随意契約としているが1者選定理由が不足しているもの、寒河江市契約に関する規則及び契約マニュアルに規定する見積期間がとられていないものがみられる。
- ・ 4月1日からの契約において、年度開始前に見積合わせ及び契約決定口頭通知を行っているものが多数みられる。

(3)出勤簿の取扱い等庶務事務について

- ・ 出勤簿の取り扱いにおいて多数の不備がみられる。

(4)会計年度任用職員について

- ・ 会計年度任用職員の報酬において、会計年度任用職員勤務時間等報告書兼報酬等計算書の報告時間数に誤りがみられる。

(5)特別支援教育就学奨励費及び児童生徒就学援助費について

- ・ 補助対象経費の確認が不十分なことによる支給額の算定誤りがみられる。
- ・ 児童生徒就学援助費における一斉見直し認定審査において、非認定とする場合の根拠資料の整備に不足がみられる。

(6)補助金事務について

- ・ 実績報告書の確認が不十分なことによる支給額の誤りがみられる。
- ・ 交付決定後に取消しになった場合の交付取消通知が出されていないものがみられる。